

教職員の生徒指導に係る共通ルールを定めています。

1 生徒との連絡について

- (1) 生徒への連絡は、生徒宅の固定電話または保護者の携帯電話に連絡する。
- (2) 生徒からの連絡は、学校の電話に連絡するよう指導する。

2 生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 生徒との面談や相談等は、原則として電話（携帯電話を含む）やメール・SNS を使用して行わない。
- (2) 原則として校内又は保護者在宅時の生徒宅で実施する。
- (3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず、組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。
- (4) やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の運転する車への生徒の乗車について

原則として、生徒を乗車させない。

4 その他

上記1～3の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。